○大府市健康づくり食育推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う保健事業の充実を図ることを目的として設置する大府市健康づくり食育推進員(以下「推進員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(依頼)

第2条 推進員は、大府市健康づくり食育推進員養成講座修了者で保健事業に熱意のある 者及び保健推進のための知識を有する者のうちから市長が依頼する。

(解職)

- 第3条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、職を解くことができる
 - (1) 自己の都合により離職を申し出たとき。
 - (2) 推進員として、ふさわしくない非行があったと認めるとき。
 - (3) その他市において、推進員を設置する必要がなくなったとき。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(推進員の業務)

- 第5条 推進員は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 食育等の知識等の啓蒙普及
 - (2) 食育等の実践活動
 - (3) 食育等の調査研究

(秘密の保持)

第6条 推進員は、前条に定める業務(以下「業務」という。)の実施に当たっては、その業 務の実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(推進員の育成)

第7条 市長は、推進員を育成するため、推進員が業務を実施するに当たって必要な知識 及び技術を得るための講習会、研究会等を開催する。

(記録)

第8条 推進員は、業務を行ったときはその状況を活動記録表(別記様式)に記載し、市 長に提出するものとする。

(健康づくり食育推進協議会)

第9条 推進員は、業務の実施に当たり、推進員相互の連絡及び効果的な活動を行うため、 大府市健康づくり食育推進協議会を組織する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。